

平成11年7月12日

医療保険福祉審議会
介護給付費部会長 星野進保 殿

介護療養型医療施設連絡協議会
会長 加藤 隆正

要 望 書

介護保険下における介護療養型医療施設の取扱いについて

- 1 看護・介護職員の配置については、現にある入所者2人に対し1人を配置している病棟を介護保険においても適切に評価していくことが、サービスの質の維持という点からも不可欠と考えます。このことは、療養型病床群において介護サービスを受けることとなる患者の医療ニーズに応えられない事態を招くことにもつながるものであり、質の高いサービスの提供体制を軽々に変更するべきではないと考えます。
- 2 療養環境の整備については、これまで整備を進めるよう努めてきており、療養環境が整っているかどうかを介護報酬に適切に反映させることが必要と考えます。
- 3 さらに、これまで診療報酬で設定されている数々の加算について整理し簡素化することは施設にとっても望ましいことですが、薬剤管理指導料や看護・介護職員の夜勤体制加算等については、入院患者にとってもサービスの質に直接影響するものであるので、今後も継続していただくよう要望致します。
- 4 また、小規模の病院及び診療所については、介護保険適用病床の柔軟な運用(一定割合に医療保険適用患者を認めるなど)が確保されるよう、配慮いただくよう要望致します。
- 5 介護報酬単価については、介護保険経営実態調査に基づき、医師、看護婦等の人件費、減価償却費等を反映していただくよう併せて要望致します。

以上